

渋川市 空き家バンク制度のご案内

大事にしていたお宅を、次に住んでくれる方に託しませんか？

ー管理費用のかかる「負動産」だと思っていた空き家が、プラス資産になる可能性もー

メリット

市の空き家バンクに物件登録すると…

- ◎全国版空き家空き地バンクに無料で掲載できます。全国の空き家物件を探している人が閲覧するため、**購入・賃借の需要**があります。
- ◎市と協定締結された信頼のおける協力事業者が媒介（仲介）するため、安心してご相談いただけます。

市の空き家バンク登録物件を対象にして…

- ◎下記の補助金が利用できます。
 - ・空き家家財道具等片付け補助金（登録物件の片付け費用を一部補助）
 - ・移住者住宅支援事業助成金の加算（登録物件を市外転入者が購入する際に購入者側の助成金加算）

1 登録できる物件

下記全ての条件を満たす物件であることが必要です。

- ☐ (1) 個人が所有する法で定める「空き家」であること
- ☐ (2) 老朽化が著しい、また大規模な修繕が必要でない物件
(例：屋根に穴が空いている、床板がシロアリにやられている→登録できません)
- ☐ (3) 再建築が不可能な土地に建つ建物でないこと（接道要件を満たさない物件は登録できません）
- ☐ (4) 空き家の所有者と建物の登記事項証明書の所有者が一致していること
(未登記の建物また、相続登記が完了していない物件は登録できません)
- ☐ (5) 暴力団員や暴力団関係者が所有する物件でないこと

2 登録できる人

- ☐ 空き家の建物に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる人

3 空き家バンクの登録手続きについて

(1) 申請：申請書類等の提出（郵送可）

（必須書類）① 空き家バンク登録（更新）申請書（様式第5号）

② 空き家バンク登録カード（様式第6号）

③ 所有者等であることが確認できる書類及び身分証明書の写し（免許証等）

④ 登録したい土地、建物の登記事項証明書

（土地が複数に分かれている場合には全ての土地について提出してください。）

（可能な範囲での提出書類）

⑤ 家屋写真（外観、内部）・間取図 ※後日の現地確認時に担当が対応可

（条件により必要な書類）

⑥ 委任状（全人数分：共有の場合等）

(2) 現地確認

所有者に家屋の鍵を開けてもらい、所有者・指定された宅建業者・市の3者で調査します。

◆ 詳細は、渋川市ホームページ「空き家バンク」をご確認ください。書類の様式をダウンロードできます。ご希望の方は、郵送しますのでご連絡ください。

◆ 条件（抵当権設定、未相続等）により登録ができない場合があります。その場合「無料空き家相談」にて売却・賃貸、相続等のご相談も個別に受け付けています。

○手続きが不明の方、登録を迷っている方、まずはご相談ください。

市の担当者が、書類の記載等のお手伝いをいたします。



・空き家バンクに関するお問合せ

渋川市空き家バンク

検索



渋川市役所 市民協働推進課 移住定住支援係
住所 〒377-8501 群馬県渋川市石原 8 0

電話 0279-22-2401

F A X 0279-24-6541（「市民協働推進課宛」と明記）

メール akiya@city.shibukawa.gunma.jp

空き家と農地をセットで登録しませんか？

渋川市農地付き空き家バンク制度



これまで、農地の権利移転（売買、贈与、賃貸借等）には、耕作する下限面積を（3000㎡）を満たす必要がありましたが、令和5年4月1日より農地法が改正され、農地法第3条の許可のための下限面積は廃止されました。

それに伴い、空き家と農地をセットで売買できる『農地付き空き家バンク制度』を開始し、移住者や定住者など農家以外の人も農地を購入しやすくすることにより、空き家と遊休農地の同時に解消することを目指します。

1 登録できる農地については以下の条件を満たす農地とします。

- (1) 空き家所有者と農地所有者が同一であること。ただし、空き家の所有が共有名義の場合、その1名と農地所有者が同一であること。
- (2) 農地の合計面積が2000㎡未満であること。
- (3) 賃借権、地上権等が設定された農地でないこと。
- (4) 農地中間管理権が設定された農地でないこと。
- (5) 農業経営基盤強化促進法の利用権が設定された農地でないこと。
- (6) 多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業の対象となっており、所有権移転することでその事業に支障等が生じるおそれがある農地でないこと。
- (7) 再生利用が困難な農地でないこと。
- (8) 農地以外の利用がされている農地でないこと。



上記農地の条件を満たせば、登録に関して手続きは従来の空き家バンクと変わりありません。ただし、登録にあたっては確認することが多いため、事前に御相談ください。詳しくは、下記までお問合せ下さい。

※上記は農地の「売買」に関する条件となります。農地の「所有権移転」については農業委員会での審査があります。また取得後の耕作についても一定の要件があります。審査の内容や取得後の要件の詳細については農業委員会事務局（0279-22-2920）までお問合せください。



・空き家バンクに関するお問合せ



渋川市空き家バンク

検索

渋川市役所 市民協働推進課 移住定住支援係
住所 〒377-8501 群馬県渋川市石原80
電話 0279-22-2401
FAX 0279-24-6541(「市民協働推進課宛」と明記)
メール akiya@city.shibukawa.gunma.jp

・農地の権利移転に関するお問合せ

渋川市農業委員会事務局 電話 0279-22-2920